

第21期 決算公告

2022年6月23日

東京都千代田区内幸町二丁目1番6号

ソニー銀行株式会社

代表取締役社長 南 啓二

連結貸借対照表（2022年3月31日現在）

科 目		金額	科 目	金額
(資産の部)				(負債の部)
現 金	預 け 金	695,217	預 金	3,147,503
買 入 金	錢 債 権	27,455	コールマネー及び売渡手形	433,422
金 錢 の 信 託		44,583	売 現 先 勘 定	69,100
有 働 証 券		905,863	借 用 金	450,000
貸 出 金		2,623,236	外 国 為 替	1,650
外 国 為 替		6,449	社 債	30,000
そ の 他 資 産		63,888	そ の 他 負 債	123,545
有 形 固 定 資 産		1,374	賞 与 引 当 金	564
建 物		514	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,479
その他の有形固定資産		860	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	332
無 形 固 定 資 産		11,351	負 債 の 部 合 計	4,257,599
ソ フ ト ウ エ ア		11,326	(純資産の部)	
その他の無形固定資産		24	資 本 金	38,500
繰 延 税 金 資 産		1,523	資 本 剰 余 金	28,500
貸 倒 引 当 金		△845	利 益 剰 余 金	50,808
			株 主 資 本 合 計	117,808
			そ の 他 有 働 証 券 評 価 差 額 金	1,301
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△68
			退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△29
			そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	1,203
			非 支 配 株 主 持 分	3,486
			純 資 産 の 部 合 計	122,498
資 产 の 部 合 計		4,380,097	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,380,097

連結損益計算書 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 収 益		61,221
資 金 運 用 収 益		36,981
貸 出 金 利 息		25,198
有 価 証 券 利 息 配 当 金		11,604
コールローン利息及び買入手形利息		0
預 け 金 利 息		166
そ の 他 の 受 入 利 息		11
役 務 取 引 等 収 益		17,774
そ の 他 業 務 収 益		5,474
そ の 他 経 常 収 益		991
そ の 他 の 経 常 収 益		991
経 常 費 用		44,340
資 金 調 達 費 用		5,464
預 金 利 息		2,907
コールマネー利息及び売渡手形利息		△ 61
売 現 先 利 息		146
そ の 他 の 支 払 利 息		2,472
役 務 取 引 等 費 用		13,497
そ の 他 業 務 費 用		1,038
営 業 経 常 費 用		24,039
そ の 他 経 常 費 用		301
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		△ 23
そ の 他 の 経 常 費 用		324
経 常 利 益		16,880
特 別 損 失		28
固 定 資 産 処 分 損		28
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		16,852
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		5,347
法 人 税 等 調 整 額		199
法 人 税 等 合 計		5,546
当 期 純 利 益		11,305
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		514
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		10,791

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社 3社

会社名 ソニーペイメントサービス株式会社
SmartLink Network Hong Kong Limited
ETC ソリューションズ株式会社

当連結会計年度より、当社の連結子会社であった SmartLink Network Europe B.V. は清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結の子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結される子会社の事業年度等に関する事項

連結される子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 3社

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当社が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法（当社及び連結される子会社の建物は、建物附属設備のみであります。）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～18年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社で定める利用可能期間（概ね5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

6. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10～16年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

8. 重要なヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を適用しております。

固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

変動金利の貸出金のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

その他有価証券及び満期保有目的の債券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。また、外貨建て有価証券の為替変動リスクを減殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、通貨スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

9. 消費税等の会計処理

当社の有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。また、国内の連結される子会社の有形固定資産等に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当連結会計年度の費用に計上しております。

10. 連結納税制度の適用

当社は、ソニーグループ株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

11. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

12. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の損益および利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

13. 重要な会計上の見積り

(1) レベル3の時価に分類される証券化商品の時価評価

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有価証券（証券化商品） 286,728百万円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算出方法

相場価格が入手できないため、時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている証券化商品については、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しております。当該証券化商品の評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限加味した割引現在価値法により時価が算定されています。

(ii) 主要な仮定

当該証券化商品の時価の算定にあたり、クレジット・スプレッドをはじめとする重要な観察できないインプットを用いております。

(iii) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

レベル3の時価に分類される証券化商品の時価は見積りの不確実性が高く、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場価格がなく基準価格が入手できない投資信託の時価評価

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

市場価格がなく基準価格が入手できない投資信託 3,693 百万円

当該投資信託については、減損損失 947 百万円を計上しております。

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算出方法

市場価格がなく基準価格が入手できない投資信託については、組み入れられた有価証券等に基づいて将来キャッシュ・フローを見積もり、時価が算定されています。

(ii) 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、組み入れられた有価証券等のデフォルト率等の観察できないインプットを用いております。

(iii) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

市場価格がなく基準価格が入手できない投資信託の時価の算定にあたっては観察できないインプットを用いており、見積りの不確実性が高く、翌会計年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

(単位:百万円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	509
危険債権額	759
要管理債権額	1,975
三月以上延滞債権額	一
貸出条件緩和債権額	1,975
小計額	3,243
正常債権額	2,627,179
合計額	2,630,423

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、2,300百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	272,877 百万円
貸出金	608,569 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	128,500 百万円
売現先勘定	69,100 百万円
借用金	450,000 百万円

4. 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券16,788百万円を差し入れております。
また、その他資産には、金融商品等差入担保金17,291百万円、保証金1,115百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,708百万円であり、これらの原契約期間は全て1年以内であります。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 1,266 百万円

7. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 8.64%

(連結損益計算書関係)

1. 「その他業務費用」には、クレジット投資関連の有価証券の減損損失947百万円を含んでおります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、銀行業務および金融商品取引業務を行っております。金融資産については、公社債・外国証券等の有価証券ならびに貸出金等の運用資産により構成されております。また、金融負債については、個人顧客からの預金による調達が大宗を占めております。このように、当社は、主として金利・為替等の変動リスクを伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利・為替変動等による不利な影響が生じないよう、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、資産負債の総合管理（ALM）を行っております。また、リスクをコントロールする手段としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として有価証券および貸出金であります。有価証券は主に国債および社債等であり、金利リスクおよび発行体の信用リスク、市場価格変動リスク等に晒されております。また、貸出金は、個人向けの住宅ローンが中心であり、債務不履行に伴う信用リスクならびに金利リスクに晒されております。この内、住宅ローンの信用リスクについては、不動産担保等を設定することによりリスクの低減を図っております。

一方、金融負債は、主として個人顧客からの預金による調達であり、金利リスクに晒されております。また、個人顧客からの預金には、外貨建のものを含んでおり、これらについては金利・為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主にヘッジ目的で行っております。貸出金および預金については、金利リスクヘッジを目的に、金利スワップ取引をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。貸出金については、ヘッジ開始時にヘッジ対象とヘッジ手段が3カ月以内の残存期間でグルーピングされていることを確認することにより、ヘッジの有効性評価に代えております。預金については、ヘッジ開始時にヘッジ対象とヘッジ手段の金利インデックスが同一であること、ヘッジ対象とヘッジ手段が3カ月以内の金利改定期間でグルーピングされていることを確認することにより、ヘッジの有効性評価に代えております。

有価証券については、金利リスクおよび為替変動リスクのヘッジを目的として、金利スワップ取引および通貨スワップ取引をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、金融商品の取引にあたっては、流動性リスクに晒されております。流動性リスクには、資金繰りリスクと、市場流動性リスクがあります。資金繰りリスクとは、決済日に必要な資金が確保できなくなり、資金決済が履行できなくなることや、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。また、市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場において取引ができなくなり、当社が保有するポジションを解消することが不可能となることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、信用リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、それぞれの金融資産の特性に応じた信用リスク管理を行っております。

個人向け貸出金については、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、担保の設定、問題債権への対応など個人与信管理に関する体制を整備して管理しております。

法人向け貸出金・社債等については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付け、保証や担保の設定、問題債権への対応など法人与信・市場与信管理に関する体制を整備して管理しております。

さらに、有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引に関するカウンターパーティーリスク等の市場与信リスク管理においては、時価の把握を定期的に行っております。

これらの信用リスク管理ならびに与信管理は、総合リスク管理部ならびに審査部が行い、その管理状況を、取締役会や経営会議に定期的に報告しております。さらに、内部監査部による監査を実施しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利、為替リスクの管理

当社は、市場リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを管理しております。市場リスクに関する管理諸規程において、リス

ク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、取締役会にて決定された ALM およびリスク管理に関する方針に基づき、原則として 1 カ月に 1 回開催される ALM 委員会およびリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応、リスクの状況等について協議を行っております。

日次管理は総合リスク管理部において実施しており、金融資産および金融負債の金利や為替レート、期間等を総合的に把握し、バリューアットリスク（VaR）や金利感応度分析等により、モニタリングならびに規程の遵守状況等の管理を行っております。なお、金利、為替の変動リスクをヘッジするための金利スワップ、通貨スワップ、為替取引等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 市場価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、当社の市場リスクならびに市場与信リスクに関する管理諸規程に従い行われております。市場運用部では外部から有価証券の購入を行っており、審査部による事前審査、総合リスク管理部による投資限度額設定・管理のほか、各部の継続的なモニタリングを通じて、市場価格変動リスクの管理を行っております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、市場リスクに関する管理諸規程に基づき実施されております。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制態勢を整備しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当社において、主要なリスク変数である金利リスクおよび為替リスクの影響を受ける主な金融商品は、貸出金、有価証券、預金、デリバティブ取引となります。

当社では、これらの金融資産及び金融負債について、観測期間 250 営業日の金利および為替の合理的な予想変動幅を用いた当面 20 営業日の損益に与える影響額をヒストリカル法により算出し、金利および為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。2022 年 3 月 31 日現在における当該数値は、99% の信頼区間において 1,494 百万円となっております。

当該影響額は、金利および為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としております。また、金利および為替の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

以上の市場リスク管理は、総合リスク管理部を中心に行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。さらに、内部監査部による監査を実施しております。

③ 流動性リスクの管理

当社は、流動性リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、各種流動性リスクの管理を実施しております。まず、資金繰りリスクの管理については、当社では資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じてフェーズ分けし、各フェーズにおける管理手法、報告方法などを定めるとともに、必要に応じて、ガイドラインなどの設定と見直しを行っております。また、市場流動性リスクの管理については、各種取扱商品に対する市場流動性の状況を把握し、必要に応じて、商品ごとのガイドラインなどの設定と見直しを行っております。

これらの流動性リスク管理は、総合リスク管理部が行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。さらに、内部監査部による監査を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注3）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

（1）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品及び金融負債

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	24,696	19,886	44,583
その他の金銭の信託	—	24,696	19,886	44,583
有価証券				
その他有価証券（＊1）				
国債・地方債等	—	209,788	—	209,788
社債	—	49,915	—	49,915
証券化商品	—	41,981	109,509	151,490
外国債券	—	245,235	24,073	269,309
デリバティブ取引（＊2）（＊3）（＊4）				
金利関連	—	8,217	—	8,217
通貨関連	—	11,629	—	11,629
資産計	—	591,464	153,469	744,933
デリバティブ取引（＊2）（＊3）（＊4）				
金利関連	—	7,358	—	7,358
通貨関連	—	4,652	—	4,652
負債計	—	12,011	—	12,011

（＊1）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）（以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は本計数の残高には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は18,851百万円となります。

（＊2）連結貸借対照表の「その他資産」及び「その他負債」に含まれております。ヘッジ対象の相場変動を相殺するために金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

（＊3）デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は資産11,063百万円、負債5,640百万円となります。

(* 4) ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第 40 号 2022 年 3 月 17 日）を適用しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計		
有価証券	—	—	—	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—
証券化商品	—	—	175,984	175,984	177,219	△1,235
外国債券	—	26,461	—	26,461	26,684	△222
貸出金（* 1）	—	—	2,677,319	2,677,319	2,622,401	54,917
資産計	—	26,461	2,853,303	2,879,765	2,826,305	53,459
預金	—	3,145,973	—	3,145,973	3,147,503	△1,530
借用金	—	449,686	—	449,686	450,000	△313
社債	—	—	30,032	30,032	30,000	32
負債計	—	3,595,659	30,032	3,625,692	3,627,503	△1,811

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金 835 百万円を控除しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

(1) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券（債券）については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル 2 又はレベル 3 に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(2) 有価証券

債券は、公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 に分類しており、主に国債、地方債、社債等がこれに含まれております。相場価格が入手できない場合は、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しており、算定にあたり観察可能なインプットを用いている場合はレベル 2 に、観察できないインプットを用いている場合はレベル 3 に分類しております。

証券化商品は、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しており、算定にあたり観察可能なインプットを用いている場合はレベル 2 に、観察できないインプットを用いている場合はレベル 3 に分類しております。

評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、クレジット・スプレッド等が含まれます。

なお、投資信託は、公表されている基準価格等によっており、時価算定適用指針第 26 項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

(3) 貸出金

貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。また、一部のリスク管理債権（期限の利益喪失債権、延滞債権等）については、担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。これらはレベル 3 に分類しております。

負 債

(1) 預金

要求払預金は、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金は、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価としております。
これらは、いずれもレベル 2 に分類しております。

(2) 借用金

借用金は、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価とし、レベル 2 に分類しております。

(3) 社債

当社の発行する社債は、市場価格がないことから、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率に当社のプレミアムを加味した利率で割り引いた現在価値を時価とし、レベル 3 に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引のうち、店頭取引は公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やオプション価格計算モデル等により時価を算出しております。それらの評価技法で使用される主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル 2 に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル 3 に分類しております。

(注 2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル 3 の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2022 年 3 月 31 日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
その他有価証券	割引現在価値法	クレジット・スプレッド	1.0% - 2.4%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2022 年 3 月 31 日）

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他有価証券評価差額 金の増減		購入、売 却、発行 及び決済 の純額	レベ ル 3 の時 価への 振替 (* 2)	レベ ル 3 の時 価から の振替	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 連結貸借対照表 日において保有 する金融資産及 び金融負債の評 価損益
		損 益 に 計 上 (* 1)	その他の有 価 証 券 評 価 差 額 金 の 増 減					
金銭の信託 その他の金銭の信託 有価証券 その他有価証券 証券化商品 外国債券	6,185	223	△35	13,513	—	—	19,886	—
	154,488	13,534	△684	△60,995	3,166	—	109,509	—
	17,663	679	221	5,509	—	—	24,073	—

(* 1) 主に連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(* 2) レベル 2 の時価からレベル 3 の時価への振替であり、インプットの観察可能性が低下したためであります。レベル間の振替は期首時点での認識することとしております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門にて時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・スプレッドは、基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般的に、クレジット・スプレッドの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

（注3）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（*1）	93
組合出資金（*2）	2,509

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金については、時価算定適用指針第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	証券化商品	3,654	3,660	5
	外国債券	15,107	15,270	163
	小計	18,761	18,930	168
時価が連結貸借対照表計上額を超えないものの	証券化商品	173,565	172,324	△1,240
	外国債券	11,577	11,191	△385
	小計	185,142	183,515	△1,626
合計		203,904	202,446	△1,458

2. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるも の	債券	162,539	160,662	1,876
	国債	147,339	145,514	1,824
	地方債	3,347	3,345	1
	社債	11,852	11,802	50
	その他	136,253	133,824	2,428
	証券化商品	27,926	27,848	78
	外国債券	103,019	102,414	604
	その他の証券	5,307	3,561	1,745
	小計	298,792	294,487	4,305
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	債券	97,164	98,154	△989
	国債	30,956	31,799	△842
	地方債	28,145	28,202	△57
	社債	38,062	38,152	△90
	その他	330,853	337,354	△6,500
	証券化商品	123,564	124,458	△893
	外国債券	166,290	171,298	△5,008
	その他の証券	40,998	41,597	△598
	小計	428,018	435,508	△7,490
合計		726,810	729,996	△3,185

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	20,723	1,088	—
国債	20,723	1,088	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	67,458	2,654	△57
証券化商品	17,758	269	—
外国債券	38,974	651	△57
その他の証券	10,725	1,732	—
合計	88,181	3,742	△57

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、減損処理を行っております。当連結会計年度において、その他有価証券について 947 百万円(その他の証券 947 百万円)減損処理を行っております。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合としております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	44,583	44,649	△66	79	△146

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たりの純資産額 160,827円22銭

2. 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 14,737円93銭

(重要な後発事象)

1. 社債の発行

当社は、2022年5月9日に無担保普通社債を発行しました。その概要は次のとおりであります。

(1) 社債の名称	ソニー銀行株式会社 第3回無担保社債 (適格機関投資家限定) (グリーンボンド)
(2) 発行総額	100億円
(3) 利率	年0.23%
(4) 払込金額	各社債の金額100円につき金100円
(5) 払込日	2022年5月9日
(6) 償還期限	2025年5月9日
(7) 償還方法	満期一括返済
(8) 担保・保証	担保・保証は付さない
(9) 資金の使途	ZEH、ZEH-Mなどの省エネルギー性に優れた建物を対象とした住宅ローン

第21期 決算公告

2022年6月23日

東京都千代田区内幸町二丁目1番6号

ソニー銀行株式会社

代表取締役社長 南 啓二

貸借対照表（2022年3月31日現在）

科 目		金額	科 目		金額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金 預 け 金		692,119	預 金		3,171,210
現 金		0	普 通 預 金		1,207,601
預 け 金		692,119	定 期 預 金		1,485,353
買 入 金 錢 債 権		27,455	そ の 他 の 預 金		478,255
金 錢 の 信 託		44,583	コ 一 ル マ ネ 一		433,422
有 価 証 券		907,820	売 現 先 勘 定		69,100
国 地 方 債 債		178,295	借 用 金		450,000
社 株 式		31,492	外 国 為 替		450,000
そ の 他 の 証 券		49,915	売 渡 外 国 為 替		1,650
貸 出		2,050	未 払 外 国 為 替		59
證 書 貸 付		646,065	社 会 債 債		1,590
当 座 貸 越		2,623,236	そ の 他 負 債		30,000
外 国 為 替		2,608,900	未 決 済 為 替 借 借		85,743
外 国 他 店 預 け		14,336	未 払 法 人 税 等		840
そ の 他 資 産		6,449	未 払 費 用		902
未 決 済 為 替 貸		48,537	前 受 収 益		4,149
前 払 費 用		1,329	先 物 取 引 受 入 証 押 金		680
未 収 収 益		399	金 融 派 生 商 品		19,647
金 融 派 生 商 品		3,340	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金		12,011
金 融 商品 等 差 入 担 保 金		19,846	資 産 除 去 債 務		8,722
そ の 他 の 資 産		17,291	そ の 他 の 負 債		231
有 形 固 定 資 産		6,329	賞 与 引 当 金		38,557
建 物		900	退 職 給 付 引 当 金		445
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		452	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金		1,268
無 形 固 定 資 産		448	負 債 の 部 合 計		332
ソ フ ト ウ エ ア		8,079	(純 資 産 の 部)		4,243,172
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		8,075	資 本 金		38,500
繰 延 税 金 資 産		4	資 本 剰 余 金		28,500
貸 倒 引 当 金		1,384	資 本 準 備 金		28,500
		△ 845	利 益 剰 余 金		48,314
			利 益 準 備 金		2,689
			そ の 他 利 益 剰 余 金		45,625
			繰 越 利 益 剰 余 金		45,625
			株 主 資 本 合 計		115,314
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		1,301
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		△ 68
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		1,232
資 产 の 部 合 計		4,359,720	純 資 産 の 部 合 計		116,547
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		4,359,720

損益計算書 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金額
経 常 収 益	54,864
資 金 運 用 収 益	36,981
貸 出 金 利 息	25,198
有 価 証 券 利 息 配 当 金	11,604
コ ー ル ロ ン 利 息	0
預 け 金 利 息	166
そ の 他 の 受 入 利 息	11
役 務 取 引 等 収 益	11,416
受 入 為 替 手 数 料	400
そ の 他 の 役 務 収 益	11,015
そ の 他 業 務 収 益	5,474
外 国 為 替 売 買 益	3,226
金 融 派 生 商 品 収 益	237
国 債 等 債 券 売 却 益	2,009
そ の 他 経 常 収 益	991
金 銭 の 信 託 運 用 益	419
そ の 他 の 経 常 収 益	572
経 常 費 用	39,720
資 金 調 達 費 用	5,464
預 金 利 息	2,907
コ ー ル マ ネ ー 利 息	△61
売 現 先 利 息	146
社 債 利 息	55
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	2,415
そ の 他 の 支 払 利 息	2
役 務 取 引 等 費 用	12,612
支 払 為 替 手 数 料	437
そ の 他 の 役 務 費 用	12,174
そ の 他 業 務 費 用	1,036
国 債 等 債 券 売 却 損	77
国 債 等 債 券 償 却	947
そ の 他 の 業 務 費 用	10
営 業 経 費	20,306
そ の 他 経 常 費 用	301
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△23
そ の 他 の 経 常 費 用	324
経 常 利 益	15,143
税 引 前 当 期 純 利 益	15,143
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,832
法 人 税 等 調 整 額	156
法 人 税 等 合 計 益	4,989
当 期 純 利 益	10,154

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当社が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法（当社の建物は、建物附属設備のみであります。）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 18年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（概ね5年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒債権及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を適用しております。

固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

変動金利の貸出金のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

その他有価証券及び満期保有目的の債券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。また、外貨建て有価証券の為替変動リスクを減殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、通貨スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

10. 連結納税制度の適用

当社は、ソニーグループ株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

11. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

12. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の損益および利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

13. 重要な会計上の見積り

(1) レベル3の時価に分類される証券化商品の時価評価

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

有価証券（証券化商品） 286,728百万円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算出方法

相場価格が入手できないため、時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている証券化商品については、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しております。当該証券化商品の評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限加味した割引現在価値法により時価が算定されています。

(ii) 主要な仮定

当該証券化商品の時価の算定にあたり、クレジット・スプレッドをはじめとする重要な観察できないインプットを用いております。

(iii) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

レベル3の時価に分類される証券化商品の時価は見積りの不確実性が高く、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場価格がなく基準価格が入手できない投資信託の時価評価

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

市場価格がなく基準価格が入手できない投資信託 3,693百万円

当該投資信託については、減損損失 947百万円を計上しております。

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算出方法

市場価格がなく基準価格が入手できない投資信託については、組み入れられた有価証券等に基づいて将来キャッシュ・フローを見積もり、時価が算定されています。

(ii) 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、組み入れられた有価証券等のデフォルト率等の観察できないインプットを用いております。

(iii) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

市場価格がなく基準価格が入手できない投資信託の時価の算定にあたっては観察できないインプットを用いており、見積りの不確実性が高く、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 2,050 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

(単位:百万円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	509
危険債権額	759
要管理債権額	1,975
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	1,975
小計額	3,243
正常債権額	2,627,179
合計額	2,630,423

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、2,300 百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	272,877 百万円
貸出金	608,569 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	128,500 百万円
売現先勘定	69,100 百万円
借用金	450,000 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券 16,788 百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金 995 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,708 百万円であり、これらの原契約期間は全て1年以内であります。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 684 百万円
7. 関係会社に対する金銭債権総額 11 百万円
8. 関係会社に対する金銭債務総額 55,229 百万円
9. 銀行法第 18 条の定めにより剩余金の配当に制限を受けております。
剩余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剩余金の配当により減少する剩余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
当事業年度における当該剩余金の配当に係る利益準備金の計上額は、264 百万円であります。
10. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ (10) に規定する単体自己資本比率（国内基準） 8.62%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

役務取引等に係る収益総額 0 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0 百万円

その他の取引に係る費用総額 579 百万円

2. 「その他業務費用」には、クレジット投資関連の有価証券の減損損失 947 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

※貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (2022 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上 額を超えるもの	証券化商品	3,654	3,660	5
	外国債券	15,107	15,270	163
	小計	18,761	18,930	168
時価が貸借対照表計上 額を超えないもの	証券化商品	173,565	172,324	△1,240
	外国債券	11,577	11,191	△385
	小計	185,142	183,515	△1,626
合計		203,904	202,446	△1,458

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2022 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	2,050

(注) 当該株式については、市場価格のない株式等であります。

3. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	債券	162,539	160,662	1,876
	国債	147,339	145,514	1,824
	地方債	3,347	3,345	1
	社債	11,852	11,802	50
	その他	136,253	133,824	2,428
	証券化商品	27,926	27,848	78
	外国債券	103,019	102,414	604
	その他の証券	5,307	3,561	1,745
	小計	298,792	294,487	4,305
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	債券	97,164	98,154	△989
	国債	30,956	31,799	△842
	地方債	28,145	28,202	△57
	社債	38,062	38,152	△90
	その他	330,853	337,354	△6,500
	証券化商品	123,564	124,458	△893
	外国債券	166,290	171,298	△5,008
	その他の証券	40,998	41,597	△598
	小計	428,018	435,508	△7,490
	合計	726,810	729,996	△3,185

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
組合出資金	2,509

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	20,723	1,088	—
国債	20,723	1,088	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	67,458	2,654	△57
証券化商品	17,758	269	—
外国債券	38,974	651	△57
その他の証券	10,725	1,732	—
合計	88,181	3,742	△57

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、減損処理を行っております。当事業年度において、その他有価証券について 947 百万円（その他の証券 947 百万円）減損処理を行っております。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合としております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	44,583	44,649	△66	79	△146

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は
それぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	178
退職給付引当金	388
賞与引当金	136
有価証券評価損	909
繰延ヘッジ損失	30
その他	941

繰延税金資産小計

2,585

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額

△577

評価性引当額小計

△577

繰延税金資産合計

2,007

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

574

その他

48

繰延税金負債合計

623

繰延税金資産の純額

1,384 百万円

(1株当たり情報)

1. 1株当たりの純資産額 157,496円38銭

2. 1株当たりの当期純利益金額 13,867円71銭

(関連当事者情報)

1. 親会社及び法人主要株主等
記載すべき重要な事項はありません。
2. 子会社及び関連会社等
記載すべき重要な事項はありません。
3. 弟兄会社等
記載すべき重要な事項はありません。
4. 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(重要な後発事象)

1. 社債の発行
当社は、2022年5月9日に無担保普通社債を発行しました。その概要は次のとおりであります。

(1) 社債の名称	ソニー銀行株式会社 第3回無担保社債 (適格機関投資家限定) (グリーンボンド)
(2) 発行総額	100億円
(3) 利率	年0.23%
(4) 払込金額	各社債の金額100円につき金100円
(5) 払込日	2022年5月9日
(6) 償還期限	2025年5月9日
(7) 償還方法	満期一括返済
(8) 担保・保証	担保・保証は付さない
(9) 資金の使途	ZEH、ZEH-Mなどの省エネルギー性に優れた建物を対象とした住宅ローン